

京都府公安委員会告示第 125号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条第 1 項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 8 月 5 日

京都府公安委員会
委員長 在田正秀

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区分	種別	実施期間	定員
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号警備業務」という。）	新規取得講習	令和 7 年 9 月 10 日（水）から令和 7 年 9 月 18 日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。実施時間は、午前 9 時 15 分から午後 4 時 45 分まで）の 6 日間	30 人
	追加取得講習	令和 7 年 9 月 16 日（火）から令和 7 年 9 月 18 日（木）まで（実施時間は、午前 9 時 15 分（講習の初日は、午後 0 時 55 分）から午後 4 時 45 分まで）の 3 日間	おおむね 5 人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

- ア 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、2号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和7年8月12日（火）から令和7年8月14日（木）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

a 受けようとする講習の種別

b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称

c 連絡先電話番号

d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和7年8月15日（金）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和7年8月25日（月）から令和7年8月27日（水）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲

げる書類

a 3の(1)のアに該当する者

2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 3の(1)のイに該当する者

1級検定の合格証明書の写し 1通

c 3の(1)のウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定の合格証の写し 1通

e 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、2号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習 38,000円

イ 追加取得講習 14,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話(075)451-9111（代表）内線3033）